

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	今川学園		
運営法人名称	社会福祉法人今川学園		
福祉サービスの種別	保育所		
代表者氏名	園長 高野 員江		
定員（利用人数）	178(170)名		
事業所所在地	〒 546-0003 大阪市東住吉区今川3丁目5番8号		
電話番号	06 - 6713 - 0277		
FAX番号	06 - 6719 - 4755		
ホームページアドレス	https://imagawagakuen.net/hoikusyo/		
電子メールアドレス	imagawa@lake.ocn.ne.jp		
事業開始年月日	昭和 23 年 7 月 1 日		
職員・従業員数※	正規 16 名	非正規	31 名
専門職員※	保育士（31名）栄養士（1名）看護師(1名)		
施設・設備の概要※	[居室]		
	[設備等] 保育室（0歳、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳）、食堂、調理室、医務室、面談室、調乳室、娛樂室、テラス、エレベーター、絵本のコーナー、事務室、園庭、学童保育室、多目的室		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

＜理念＞

一人ひとりの育ちを大切にします

＜保育方針＞

異年齢交流やインクルーシブ保育の中で、年間を通して季節や発達の課題に配慮した保育を行う。

＜保育目標＞

- ・明るく健康な子ども
- ・思いやりを持ったやさしい子ども
- ・自分で考え、行動しようとする子ども

【施設・事業所の特徴的な取組】

- ①同一施設内にある学童保育との交流により、異年齢の関わりを通じて社会性を育むことができる。
- ②隣保事業「ふれあい喫茶」における地域の高齢者とのふれあいを通じて、思いやりや豊かな人間関係を育む。
- ③つどいの広場事業「ファミリーデー」を通じて地域住民との交流をはかる。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	一般財団法人大阪保育運動センター
大阪府認証番号	270042
評価実施期間	令和7年6月20日～令和8年1月17日
評価決定年月日	令和8年1月17日
評価調査者（役割）	1101C042（その他） 0901C011（運営管理・専門職委員） 0801C024（運営管理・専門職委員）

【総評】

◆評価機関総合コメント

「判断基準」の考え方	
a	よりよい福祉サービスの水準・状態 質の向上を目指す際に目安とする状態
b	「a」に至らない状況、多くの施設・事業所の状態 「a」に向けた取り組みの余地がある状態
c	「b」以上の取り組みとなることを期待する状態

0401 号第 11 号『福祉サービス第三者評価事業に関する指針について』の全部改正について」等より作成

今川学園は、JR大和路線東部市場前より徒歩15分、住宅街の中に位置しています。戦前1930年に保育所の端緒を開き、1943年には現在の地に戦時保育所として乳児中心の保育所を開設しました。敗戦直後の9月には幼児のみで保育所を再開し、1948年、児童福祉法に基づく保育所の認可を受け、社会福祉法人化した後、今日に至るまで今川学園としての歴史を刻み続けてきました。1952年には大阪で初めてとなる学童保育所も開設し、現在では、初代園長の「目の前に困っている人がいれば、まず手を差し伸べる」との精神を引き継ぎ、子どもの家事業（放課後児童健全育成事業）、隣保館事業（ふれあい喫茶、生涯学習教室）、つどいの広場「ひまわり」（地域子育て支援事業）を併設運営しています。さらに法人全体では保育以外に障がい者・児を中心に療育・生活支援・就労支援として大阪市南部を中心に多数の事業を展開しています。

◆特に評価の高い点

◎長い歴史の中で培われた地域支援事業
保育所の端緒を切り開いてから95年もの歩みの中で創始者の精神を引き継ぎ地域支援事業に取り組んでいます。赤ちゃんからお年寄りまで地域の方々の拠り所となっており、運動会やバザーでは、そうした地域の方々が集える場にもなっています。

◎豊かな施設空間設計
施設は令和5年2月に建て替えられました。施設を建設するにあたっては、職員を中心に建設委員会を立ち上げ子ども、地域の方々、職員にとって豊かな環境となるように検討を重ねてきました。広々とした玄関ホール、親子でゆっくり過ごせる2カ所の絵本コーナー、広々した廊下、ランチルーム、隣保棟など、過ごしやすい生活空間となっています。改めて不具合のある所を確認し検討改善にも努めています。

◎一人ひとりを受容する姿勢
子どもたちが心地よく過ごすことのできるよう、養護と教育が一体的に展開する保育に意図的に取り組んでいます。0歳児クラスは育児担当制、1・2歳児クラスは緩やかな担当制保育に組み、一人ひとりの子どもの思いに寄り添うことにより施設全体の受容的な雰囲気を作り出しています。

◆改善を求められる点

◎複雑化した社会情勢の下で、経営基盤の充実・強化・安定を目指した中・長期計画を策定しています。今後は、保育理念に沿ったより質の高い保育、選ばれる園など、新たなビジョンを明確にし、組織体制、人材育成、修繕などの現状と課題を明らかにし、目標達成のためのより具体的な中・長期計画の策定とそれに伴う中・長期の収支計画の策定を望みます。

◎長年培われてきた今川学園の良さを再確認し、職員が確信をもって互いに連携し合える体制（職員参画型組織）を築くことで、保護者と共に子どもの最善の利益により一層応え得る組織づくりに取り組むことを期待します。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

このたびの第三者評価において、当園の長年にわたる地域支援の取組や、子ども一人ひとりを大切にする保育姿勢、建替えを機に整備した保育環境など、多方面にわたり高い評価をいただきましたことに感謝申し上げます。また、隣保事業や子どもの家、つどいの広場など併設事業との連携や地域とのつながりが園の特色として認められたことは、今後の運営の励みとなります。

一方で、理念・方針を踏まえた中・長期計画の具体化、職員参画型の組織づくり、保護者への情報提供の工夫など、改善すべき課題も明確になりました。これらの指摘を真摯に受け止め、今後も地域に根ざした保育所として、子どもと家庭に寄り添い、より質の高い保育の提供に努めてまいります。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	理念・基本方針・保育目標等については、玄関掲示やホームページ等で広く周知しています。また保護者には、パンフレット、重要事項説明書等に明記し、見学・説明会等で説明しています。職員には毎年1月の全体会議で改めて理念・方針を共有し「全国保育士会倫理綱領」を活用して保育士としての心得や子どもの人権尊重について再確認する機会を設けています。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
(コメント)	法人が開催する施設長会議で、社会福祉事業を取り巻く動向や法人の経営状況、地域ニーズの把握に努め、東住吉ブロック会（私立保育園連盟）で、保育園の情報収集に努めています。保育環境（施設・財務環境・保護者関係・地域環境等）は、管理職員間で共有・分析、収支状況や経営の見通しを把握する体制を整えていますが、職員と共有する体制の整備が望まれます。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
(コメント)	毎月開催する法人施設長会で、経営状況や保護者からの苦情・意見を共有し、課題の抽出と対応策の検討と予算執行状況の確認を行っています。課題解決には職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定したりするなど、組織的な取り組みが必要です。また、理事会との懇談等で、経営方針、中・長期計画や財政計画などを共に考える組織的な取り組みが望まれます。	

		評価結果
Ⅰ-3 事業計画の策定		
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	園は、経営基盤の充実・強化・安定を図る経営組織、事業管理、財務管理、人事管理、倫理性の5項目に沿った中・長期計画を策定しています。中・長期計画は、理念、基本方針の実現に向けた具体的な取り組みを示すものです。目標に対して、保育内容、組織体制や設備整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにした具体的な中・長期計画を策定し、計画の実行と評価・見直し、単年度事業計画への反映が可能であることが求められます。また中・長期計画は「中・長期の事業計画と収支計画」が必要です。	

	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
	(コメント) 事業計画は、理念・基本方針を基に、活動計画（①年齢別クラス編成②延長保育③障がい児保育④地域子育て支援）の充実に向けて、子ども、保護者、地域との視点で作成されていることが伺えます。事業計画は、中・長期計画を反映した具体的な事業、保育に関わる内容が着実に実現する内容として前年度との整合性を図りながら、実施状況の評価が可能な数値化等、出来る限り定量的な分析が可能となるような策定を求めます。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
	(コメント) 事業実施報告、事業計画等の関係書類や面談等を通して、事業計画の策定から実施、評価までを組織的に行い、職員全体で共有・理解を深める体制が整っていることが伺えます。今後は評価、見直しについては、設定した目標や経営課題の解決・改善の状況や効果の確認とともに社会動向、組織状況、子どもの育ち、保護者や地域ニーズ等の変化に対処するため数値などによる見える化が望まれます。	
	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
	(コメント) 年度初めの保護者会総会で、年間行事・保育計画の内容や実施時期について書面を配布し保護者の理解に努めています。事業計画の主な内容は保育、施設・設備を含む環境の整備等、子どもと保護者の生活に密接に関わる事項です。保護者等への説明は、理解しやすい工夫を行う等の配慮が必要です。また行事計画については、保護者の参加を促す観点から周知、説明を行うことが求められます。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
	(コメント) 「社会福祉施設運営自己点検・自己評価表」と「保育所における自己点検・自己評価」を活用し、園の保育全般を総合的に評価し次年度の保育計画に活かす「園の自己評価」を行っています。自己評価後の結果分析と分析内容についての検討までの仕組みを定め、組織的に実施するための更なる体制整備を望みます。	
	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
	(コメント) 園舎建替えに際して、職員の意見を反映しながら保育環境の改善に努め、意思統一を図りながら取組んできました。建替え後も、設備の見直しや備品の整備について職員間で検討・共有しながら進めています。 「社会福祉施設運営自己点検・自己評価表」に基づく改善の課題を明確にし、この解決・改善に計画的に取組むことが必要です。そのためには、評価結果を分析し、課題を文書化し、職員間で課題共有を図ることが求められます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	園長職は2年目ですが長きにわたり同施設で働き、学童児たちからも慕われています。自覚を持った責任ある対応で、子ども・職員、保護者等の信頼関係を築きリーダーシップを発揮しています。園長の役割と職員分担等を文書化し、全職員が縦・横の連携を意識した協力体制を築いています。園長不在時の対応を明文化し、継続的かつ安定した運営を可能にしています。また事業・活動・園行事等を広報誌に掲載し保護者にも周知しています。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	園長は、法令遵守を自覚し、行政区の事業者説明会や私立保育連盟ブロック会議に参加し、法令や制度に関する知識の習得や最新情報の収集に努めています。また、法人内の会議にも積極的に参加し、保育所運営に関わる法令や規則について理解を深めています。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	現場の状況把握や職員の意見収集に努め、日々の保育に目を配り、職員への声掛けや子どもとの関わり方に対して具体的な指導を行っています。保育士の悩みや困り感にも寄り添い、共に改善策を考えることで、安心して保育に取り組める環境づくりに努めています。年間活動計画やカリキュラムの確認を通じて、行事の見通しを持てるよう早期に計画を立て、動画研修なども活用しながら保育力の向上に努めています。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	園長代行を新設し、事務や会計面の強化と専門的な視点からの助言を受ける体制を整え、より働きやすい職場環境の整備に努めています。また、職員会議に加え、リーダー会議や給食会議などを設置し、各業務が円滑かつ適正に運営されるよう体制を整えています。園長は更なる経営知識の習得に努め、年3回の理事会では予算や決算に関する報告を行うため、分析を重ねています。	

		評価結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	法人では、広報や人材確保を含む5つの委員会を設置し、様々な視点から人材確保に向けた施策を検討しています。園は必要な人員を把握し、月次報告で確認を行い、管理職間で協議を重ねています。また、実習体験を通じて園の魅力を伝え、アルバイトや正規職員への採用につなげるとともに、養成校の教員との対話も大切にしています。さらに、就職フェアへの参加を通じて園の特色や仕組みを直接発信し、人材確保に積極的に取組んでいます。	

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。		b
(コメント)	就業規則に「服務の基本原則・心得」を明記し、職員の行動指針を明確にしています。昨年「求められる職員像」アンケートを実施し、職員の意識や組織の方向性を共有する取り組みを行い現在分析作業中です。また職員は年2回、業務報告シートを作成し、業務を振り返る機会を持っています。今後は、園における人事管理は、理念・保育方針・保育目標に基づく「求められる職員像（期待する職員像）」を明確にしたうえで、職員の育成、活用（採用・配置）、処遇、評価等が総合的に実施されることを期待します。	
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。		b
(コメント)	園長、園長代理、主任で勤務表を作成し、保育体制の確認と勤務状況の把握を行っています。有給休暇は不公平感が生じないように主任と定期的に確認を行っています。1日7.5時間労働が可能となるような体制を整えています。時間外労働は、園指示と職員申請の両面に対応しています。健康管理面は年1回健康診断を実施し、看護師による相談対応やメンタルヘルス相談先の紹介など、相談しやすい環境づくりに努めています。ハラスメント相談窓口も男女各1名を配置し、誰もが安心して相談できる体制を整えています。今後はノンコンタクト時間の確保など更なる意向・意見把握に努め、法人として進めている分析・検証、改善に向けた取り組みを共に組織的に進め、労務・健康管理計画等に反映することを期待します。	
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		b
(コメント)	業務報告シートを活用した面談を年2回（4月～9月・10月～3月）実施し、職員の業務内容を振り返り、できている点は言葉で確認し、今後の目標についても丁寧に伝えることで、意欲向上を図っています。 法人理念、基本方針を踏まえた組織としての園の全体目標や職員一人ひとりの課題を明確にできる仕組みの再整備を期待します。	
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		b
(コメント)	年間研修計画を策定し、計画的に研修を実施しています。研修後には報告書の提出を求め、内容の理解度や実践への対応を確認しています。また、職員会議で研修報告を行い全職員が研修内容に触れられるよう工夫しています。 園が必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標を明記し、それとの整合性が確保された体系的な研修計画が必要です。	
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		b
(コメント)	職員一人ひとりの教育・研修を重視し、園内・外部・法人内研修への参加を計画的に実施しています。研修内容は職員の希望や課題を考慮しながら、一人ひとりに適した内容を計画しています。 教育・研修を体系的に捉え、職員の経験や習熟度に配慮したOJTが適切に行われていること、階層別、職種別、テーマ別研修等の機会を確保し実施されていることが必要です。また、研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されることも必要です。	
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		a
(コメント)	年間を通して複数名の実習生を「実習生受け入れのマニュアル」に基づき、受け入れています。担当職員には、心得や指導方法、進め方などを事前に確認し指導に差が生じないように努めています。また養成校の担当者と情報共有を行い、充実した実習体験となるように努めています。	

		評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保		
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	法人全体で、より親しみやすく分かりやすいホームページに刷新し公開しています。また、園のエントランスには予算・決算書等の閲覧ファイルを設置し、来園者が自由に確認できる環境を整えています。苦情受付の仕組みや対応状況、相談体制についても館内掲示とホームページで周知し、安心して利用できる体制づくりに努めています。また、当法人の特色である「隣保事業」の一環として「ふれあい喫茶」や「ワクワク体操」など、多世代交流の場を提供し、地域とのつながりを深めています。	
Ⅱ-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	管理職を中心に健全な財務管理に努め、月次の財務諸表を確認し予算の執行状況を把握し、会計責任者、出納責任者に正式辞令を発令し、責任の所在を明確にし誤りのない適正な運用を徹底しています。さらに、法人本部と連携し、監査法人による外部監査を受審することで、第三者の視点からも経営の透明性と適正性を確保しています。	

		評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	95年の歴史で培われた今川学園の法人理念には「地域社会で自立した日常生活を送ることを支援する」と謳われ、併設した「隣保館」「学童保育」を運営しています。これらの施設との交流を通して、多様な取組みを長年続けています。具体的な実績に裏付けられた活動で、地域からの信頼を厚いものにしています。	
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	ボランティア受入れの基本姿勢を明文化し体制を整えています。地域の中学生を対象とした職場体験の受け入れや、職業体験の講師としての協力を通じて、福祉事業への理解を深める機会を積極的に提供しています。	
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	子どもの発達状況や気になる点について、要保護児童対策地域協議会やこども相談センター、療育機関などと情報を共有し、共通認識を持つために会議や連絡会に積極的に参加しています。こうした連携を通じて得られた専門的な知見を、保育内容に反映し、子どもの健やかな成長を支えるために職員間で共有しています。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	併設された「隣保館」では、隣保事業として、地域の住民が集い、憩い、学べる場を設け世代を超えた交流を促進しています。また隣保館を活用した学童保育事業を実施し、小学校1～6年生の子どもたちが異年齢集団の中で社会性や協調性を育み、「第2の家」としての居場所づくりに取組み、子育てへの不安や負担を軽減する支援を行っています。すでに実施されている豊かな取組みを通じて地域のニーズを把握することに努めています。	

Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	「目の前に困っている人がいれば、まず手を差し伸べる」という創設以来の精神を受け継ぎ園では、隣保館、学童保育、つどいの広場を運営しています。隣保事業では、健康相談、ふれあい喫茶、生涯学習等の場として活用しています。学童保育事業では、1～6年生を対象に「第2の家」として安心できる居場所づくりに取り組んでいます。つどいの広場事業では、専門職による遊びの講師や離乳食試食会、発育相談会などを開催し子育て支援を充実させています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	保育理念に「一人ひとりの育ちを大切にすること」を明記しています。運営規定第2条に「乳幼児及び幼児の最善の利益を考慮」する事を明示し、事業計画において基本方針として掲げています。園長による「乳児期からの人権保育」の研修をはじめ様々な研修の機会を通して子どもを尊重した保育について学んでいます。文化の違いや多国籍の子どもに配慮した取組みを行い、給食にもハラル食などの提供をしています。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	トイレの個別ドアの設置やオムツ交換時への対応、健康診断や更衣時など子どものプライバシーに配慮した保育を実施しています。保健計画には、子ども及び職員に対しプライベートゾーンなど自分や友達の身体を守ることの大切さを伝え、研修することを記載し、実施しています。今後は保護者に対し入園のしおりや重要事項説明書に園の方針や取組みなどを周知することを要望します。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	園を紹介したパンフレットは、区役所や1歳児健診の場、子育て支援施設などに置いています。見学希望者にはできるだけ希望日で対応し、子どもの姿を見てもらいながら入園のしおり（全てにルビを振っている）などで説明しています。当機関が実施した保護者アンケートには、「とても丁寧に対応」されたとの答えが複数記されています。法人として広報・周知委員会を立ち上げ、ホームページの刷新にも努めています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	保育の開始及び変更時には、できるだけ詳細に説明し、周知を図るように努めています。重要事項説明書には全てルビを振りわかりやすく説明し、同意書を求めています。配慮の必要な保護者に対しては個別に対応するように心がけています。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	転園に際しては、引継ぎ文書の様式に従って引継ぎ、子どもへの保育の継続性に配慮した情報提供を行っています。保護者会と共催のバザーでは在園児も卒園児も集う機会とするなど、卒園後の相談にも乗りやすい環境を設けていますが、相談できる窓口や担当者を記した書面を渡すことを期待します。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	家庭訪問に始まり、行事毎のアンケート調査、クラス役員会、個人懇談、クラス懇談などを通して保護者や子どもの願いや想いに応える取組を行っています。アンケート結果はアプリを利用して職員と共有し、保護者に公表しています。把握した意見は職員会議などで論議し、改善に努めています。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	苦情解決の仕組み（責任者、受付担当者、第三者委員設置）を確立し、通園のしおり（重要事項説明書）において明記しています。苦情相談対応マニュアルを整備し、ホームページにて苦情内容及び解決内容を開示しています。玄関には苦情解決の仕組みについてポスターを掲示していますが、当機関の保護者アンケートでは半数の保護者が苦情解決第三者委員の存在を理解されていないので周知の点で工夫することを望みます。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	登園時には看護師が玄関に立ち、病気やケガ、体調などに対して保護者の相談にのっています。家庭訪問、保護者アンケート、懇談会など日常的に相談や意見を述べやすい環境を整備しています。園内にはプライバシーに配慮した面談室を設けています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	玄関に意見箱と記入用紙を設置しています。苦情相談対応マニュアルにおいて組織的かつ迅速に対応するよう作業名や留意事項に分類した表にし、明示しています。出された意見、相談については保護者と十分話し合って解決を図ることを事業計画に記載しています。ヒアリングにおいても保護者の意見は「保育の質の向上に役立つ」ことを職員に伝えている旨を聞き取ると共に「安全管理の具体的な取り組み」においてその旨を記載しています。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	「安全管理の具体的な取り組み」「事故防止マニュアル」「事故対応マニュアル」を作成しリスクマネジメント体制を構築しています。安全計画において各種マニュアルの策定期と見直し時期を明記しています。保護者に対し、安全確認に関する説明をすると共に同意書を取っています。ヒヤリハット報告書は、主任、看護師で確認し園長に報告した後、職員会議で共有しています。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症予防マニュアルを整備し、看護師による感染症・嘔吐物処理などの定期的な講習会を実施しています。保護者に対しては、保健だよりを通して救急・応急マニュアルなどを周知し、アプリや玄関にあるデジタル情報（サイネージ）により情報配信しています。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
(コメント)	自然災害、火災、不審者侵入等に対して年間計画に基づき避難訓練を実施しています。警察署との連携による不審者対策訓練、防犯講習会、消防署との連携による救急法講習会を実施しています。留守家庭対策事業や隣保館事業、地域子育て事業の取組みの一環として地域との連携を視野に入れた訓練を実施しています。備蓄品点検表を作成し、災害時の備えをしています。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
(コメント)	「乳児マニュアル」「幼児マニュアル」「保育従事者の心得」「新採職員の育成目標」などの文章を通して標準的な実施方法を明らかにしています。公開保育を実施することにより、一定の水準を保ちながら画一化に陥らないように努めています。文書化したマニュアルなどは、クラスに備えていますが、今後は「職員ハンドブック」的なものとしてまとめ・整理し、携帯化できることを望みます。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
(コメント)	「標準的な実施方法」の個別的な内容は、随時見直しをしています。見直しにあたってはアンケートや懇談会での保護者の意見や提案を反映し、実施しています。今後は「職員ハンドブック」化したものを定期的に見直しをする仕組みの構築を期待します。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	子どもの面接記録、家庭訪問、調査などにより児童票を作成し、保護者アンケートなどの意見も反映させながら、クラス担任が責任者となり、主任が確認し、指導計画をたてています。看護師、調理師、栄養士や必要に応じて法人内の臨床心理士など多職種の職員と連携しています。乳児及び障がいのある子どもについては 法人内の療育支援事業と連携し保護者の願いに応えながら個別の指導計画を作成しています。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント)	乳児会議・幼児会議・給食会議などで、指導計画（年間計画、月間計画、週案など）の振り返り・見直しをしています。年間指導計画に基づく年間活動計画を作成し、前、後期総括会議にて検討・見直しをしています。見直しの変更手順の明確化や緊急変更の場合の仕組みの構築を期待します。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	統一した様式で子どもの成長・生活を個別に記録し日案・週案・月案・指導計画に活かしています。記録については主任が確認、指導しています。朝礼、終礼、において情報共有を図り職員会議で周知しています。各個人がパソコンの端末タブレットを保持し、情報の共有化に努めています。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント)	職員就業規則、非常勤職員就業規則において守秘義務の保持を規定し、「保育士倫理綱領」に基づき研修・周知しています。個人情報の保護マニュアルを策定しています。保護者に対しては通園のしおりにて周知を図り、同意書を得ています。子どもに関する記録は運営規定14 条及び文書管理規定に基づき保存・廃棄し、個人情報に関わる文書は園長を責任者として施錠管理を行っています。今後は情報の開示を求められた場合のルール・規定を定めることを望みます。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A－1 保育内容		
A－1－（１） 全体的な計画の作成		
A－1－（１）-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
（コメント）	全体的な計画は、児童憲章や子どもの権利条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨を踏まえたものとなっています。保育理念と保育方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態を踏まえて作成し、毎年職員会議にかけて論議しています。	
A－1－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A－1－（２）-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
（コメント）	全保育室は最低基準を上回る広さがあり、生活と遊びの空間を工夫して区切ることで、落ち着いた食事や睡眠の時間を確保しています。テラスに面した開口部によって全室明るく風通しがよく、かつ各部屋の独立性と連携が保たれる設計です。一階エントランスと二階廊下には親子で絵本を楽しめるコーナーがあり、くつろぎのスペースとなっています。トイレや手洗い場の清掃も行き届き、衛生管理や温度湿度管理もよく意識されていますが、広い保育室の場所による温度差については、検討を期待します。	
A－1－（２）-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
（コメント）	一人ひとりを大切にすることは、理念としても日々の実践としても重視され、子どもへの言葉かけや向き合い方として、職員の中に定着しています。個人差を受容し、急がせたり無理強いしたりすることがないので、子どもは明るく穏やかに、伸び伸びと育っています。	
A－1－（２）-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
（コメント）	乳児期の育児担当制によって、排泄・食事・睡眠・着脱などの生活場面で特定の保育士が寄り添うようにし、自分でやろうとする気持ちを引き出しながら、幼児期の自立へゆったりとつながろうとしています。子どもの現状を受容することと、自立に向かう課題に到達することとの間では、しばしば矛盾や葛藤が起きますが、意図的な働きかけの試行錯誤や保育士間の意見交換を通じて、より高い質の生活援助へと進むことを期待します。	
A－1－（２）-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
（コメント）	各保育室には、年齢に応じた室内遊びの遊具・玩具・楽器類が豊かに用意され、子どもが自由に選んで友達と遊べるよう、十分な空間が保障されています。どこに何があるか、一目でわかる工夫も見られます。幼児の制作途中のものは、壊されずに翌日に続けられるようになっており、完成したものも大切に展示されています。	
A－1－（２）-⑤	乳児保育（０歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
（コメント）	育児担当制の導入で、特定の保育士との継続的な関わりを通じて愛着関係を深めることを重視しています。探索活動を促し五感を刺激する遊具・玩具が豊かにあり、生活場面と遊びの空間を工夫して使い分けることで、安心な生活と自由な遊びを保障しています。連絡ノートを通じて家庭との連携も密に図られています。睡眠を見守るセンサーが導入され、看護師による巡回も行われており、安心感のある保育を実現しています。	

A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	緩やかな育児担当制を継続し、クラス全体を必要に応じてグループ分けすることで、安心・安全な生活を創り出しています。各保育室には年齢に応じた遊具・玩具が自由に使えるように配置され、低い間仕切りで空間を区切って、遊びと睡眠、食事の場面をそれぞれ切り替えています。保育室は二階ですが、テラスを通じて二階園庭や一階園庭への安全な動線が確保されており、玄関の靴箱をそのままテラスに運べば、子どもが自分で靴を取り出して履けるような工夫もされています。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	ルールのある集団遊びや当番活動、異年齢交流保育など、子ども同士がお互いに力を発揮しあいながら社会性を身につけ、自信をもって自立していけるよう計画し、実践しています。生活発表会に向けては、楽器や劇に無理なく取組めるよう、日常保育の中に自然な形で課題を取り入れています。園庭遊びや散歩などの戸外遊びでは、年齢に応じて精一杯身体を使い、友達同士の葛藤を乗り越えながらのダイナミックな活動が展開されることを期待します。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	園全体で10人の障がい児を受け入れ、子どもたちの中で自然な形で生活できるよう、個別指導計画に基づいて発達特性に見合った行き届いた配慮を行っています。大阪市の巡回指導、法人内施設の少人数体験型支援や臨床心理士による援助など、法人が保持している専門性を活用し、職員研修や保護者との相互理解につなげています。こうした取組みの全体像について、一般論として保護者に周知することで、園に対する信頼感を高めていくことを期待します。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	8時までの早朝保育、16時から18時までの長時間保育、19時までの延長保育と、時間帯によって保育室を移動しながら、実態に応じた異年齢保育をスムーズに展開しています。遊具・玩具を適宜入れ替えることで、マンネリ化を防いだり、保育士間や保護者との連携を円滑にするメモを共有したり、長い保育時間を支える工夫が見られます。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	近隣の小学校への見学や交流会を計画的に実施し、運動会は近隣の小学校を借りて行います。また毎年の幼保小連絡会議に参加することで、卒園児の現状や就学予定児の情報を共有しています。保育要録も適切に作成され、各小学校に引き継がれています。学童保育が園に併設されていて、小学生との日常的な交流があるのも大きな強みです。	
1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	フルタイムの看護師が配置されて、毎朝玄関に立ち視診を行っています。健康に関する保護者とのコミュニケーションもスムーズです。健康管理マニュアルや保健計画に基づき一人ひとりの子どもの健康状態を把握し、職員も共有しています。保護者へのフィードバックは、「健康記録」によって年二回行い、感染症については発症時速やかにアプリで情報提供しています。SIDS（乳幼児突然死症候群）については職員研修と保護者へのリーフレット配布を行い、0歳児の午睡時はセンサーを用いて予防に努めています。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	健康診断・歯科検診の結果は職員で共有し保健計画に反映させるとともに、保護者にも速やかに報告しています。保護者が希望する場合は、歯科医によるフッ素塗布も実施しています。	

A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	医師の指示に基づくアレルギー食を、保護者の同意のもとにトレーで区別し、机も分けて提供しています。各保育室に食事提供のチェック表があり、ダブルチェックで間違いを防いでいます。職員会議や給食会議で情報を共有し、子どもたちにも保護者にも、除去食提供のことをわかりやすく説明しています。エピペンの使用方法の講習を含む職員研修で、アレルギーに対する知識・情報・技術を共有しています。献立の工夫により、月数回アレルギーフリーの日も作っています。	
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	自園調理の様子が見渡せるランチルームがあり、年齢やグループによる交代でこの部屋を使用し、時には調理職員と一緒に楽しく食べています。食育計画に基づき、年齢に応じた栽培や収穫、クッキング活動を行い、食への関心を育てています。給食参観や試食会を通じて、保護者との共通の理解を大切にしています。	
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
(コメント)	献立に各地の郷土料理を取り入れたり、配膳時の色どりを考えたり、旬の食材の薄味調理を基本に行き届いた食事提供が行われています。しかし、食べ始める前に子ども自身がそれぞれに申し出て、かなりの量を減らしたり、反対にお代わりを数回すすする子どももいます。子どもの意向を尊重することは大切ですが、栄養給与目標量との兼ね合いは検討課題です。スプーンやお箸の操作についても、ねらいをもった課題としての検討を期待します。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a
(コメント)	入園時の家庭訪問、全園児対象の個別懇談、0歳児～2歳児の個別連絡帳など、家庭との緊密な連携を大切にしています。幼児クラスでは保護者参加型保育、乳児クラスでは夕方お迎え時の「あそびの広場」など、保護者との相互理解が得られるよういろいろな工夫をしています。通信アプリによる連絡や、担任からのタブレット送信による玄関モニターでの画像提供など、日々の情報発信に努めています。	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		b
(コメント)	玄関に意見箱を設置し、専用用紙を置くことで活用しやすくしています。出された意見には速やかに対応し、必要に応じて職員で共有、かつ保護者へのフィードバックも行っています。今後は保育計画の中に、家庭支援の項目を位置付けることによって、個々の子どものバックグラウンドを視野に入れた支援を意識化することで法人の歴史を引き継ぎ、送迎時の保護者対応などでも短時間の効果的なコミュニケーションが図られるよう期待します。	
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		a
(コメント)	虐待や権利侵害の可能性に気を配り、職員で情報を共有するとともに、マニュアルを整備して職員研修を行っています。必要に応じて区役所やこども相談センター、要保護児童対策地域協議会とも連携を図っています。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
（コメント）	職員の自己評価と年二回の業務報告をベースに、園長が半期ごとの面談を行い、現場の先輩として相談に乗りながら質の向上を支えています。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
（コメント）	体罰等の不適切な保育の防止について、法人としての研修を行い、セルフチェックを行っています。子どもへのかかわり方が否定的、威圧的にならないよう、全職員が日常の言動に注意を払っています。園運営規定13条に「虐待の防止」を明記しています。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	今川学園保護者
調査対象者数	136世帯
調査方法	当機関が作成した保護者アンケートをWebで回答

利用者への聞き取り等の結果（概要）

136世帯の保護者を対象に73%の方から返答をいただきました。回答者の内、3年以上通園が44%、3年以内が35%、1年以内の方が21%です。回答は「はい」「いいえ」「どちらともいえない」の3択と記述とで答えてもらいました。

質問項目19のうち、以下の13項目は高い満足度（「はい」が80%以上）となっており、園に対する保護者の肯定感は比較的高いと云えます。

▶「入園にあたって理念や方針の説明」(89%) ▶「保育内容」(87%) ▶「職員の子どもへの対応・態度」(90%) ▶「職員の保護者への対応・態度」(89%) ▶「保護者が相談や意見を述べやすい工夫をしている」(81%) ▶「保護者からの相談や意見への対応」(91%) ▶「ご家庭やお子さんに関するプライバシーは守られている」(91%) ▶「事故や子ども同士のトラブル対応」(80%) ▶「感染症の予防対策や発生時の対応」(85%) ▶「給食、おやつなどの食事内容」(91%) ▶「給食の食べ具合は、必要に応じて連絡されているか」(83%) ▶「食物アレルギー対応」(92%) ▶「保護者が保育に参加する機会」(96%)

保育に参加する機会に対しては「どれも楽しくて満足」「親子で参加できる行事を色々と考えてやっていただけて嬉しいです」「先生方の苦勞が多いと思いますがとてもありがたい」などの記述もあります。▶「保護者同士の交流やつながりは十分あるか」に対しては67%の保護者が「はい」と肯定していることから園が保護者同士のつながりを大切に、実践されていることが伺えます。

一方次の▶「家庭でのお子さんの様子など送迎時の職員との会話や連絡帳などを通じて十分伝えられている」(78%) ▶「園での日々の様子について送迎時の職員との会話や連絡帳などを通じて十分伝えてもらっている」(70%)の項目については、保護者が伝えているより園から伝えてもらっている方が低いという点に、工夫の余地を残しています。

さらに▶「発達上、気にかかる子どもについての適切な対応」(71%) ▶「防災対策や安全対策などの説明」(77%) ▶「苦情解決第三者委員に相談できることを知っているか」(55%)については保護者への周知の点で課題があります。「発達上気にかかる子ども」における自由記述では「とてもよく相談にのっていただき感謝」の記述が複数ある一方で、「どんな対応をされているのか知らない」との意見もあります。園の取組みを保護者によく理解してもらい、保護者の信頼を一層得るためにも、周知の点でのいろいろな工夫を期待します。